

平成17年6月2日  
 消 防 庁

## 市区町村における地域防災力・危機管理能力評価指針 ~ 全市区町村で防災力自己評価を実施 ~

地方公共団体の地域防災力・危機管理能力の充実を図るためには、地方公共団体が自らの防災・危機管理体制の実態を的確に把握することが重要であることから、消防庁では平成14年度より「地方公共団体の地域防災力・危機管理対応力評価指針作成検討会（座長：吉井 博明、東京経済大学コミュニケーション学部教授）」を開催してまいりました。昨年度は、都道府県版評価指針を作成し、各都道府県に対し約800の評価項目（はい・いいえ又は択一式）に答える形で、防災力の自己評価を行っていただき、その結果を公表したところです。

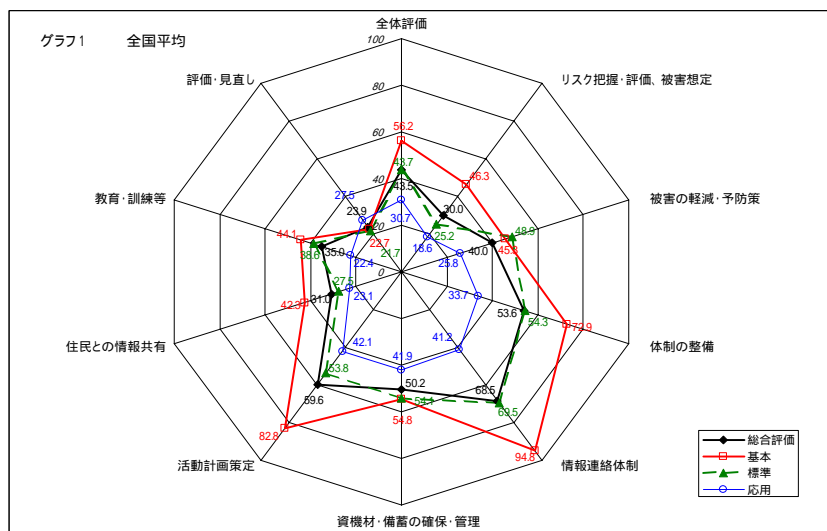
この度、昨年度からの検討会での結果を踏まえ、約800の評価項目にわたる「市区町村における地域防災力・危機管理能力評価指針」を作成しましたので、お知らせします。

### 1 市区町村版評価指針の概要等

市区町村版評価指針は、都道府県版と同様に災害発生時の防災体制等を対象とした「共通の設問」、「地震災害に関する設問」、「風水害に関する設問」、火山災害、危険物災害、原子力事故、テロを対象とした「その他の災害に関する設問」に分類し、各設問に答えることで市区町村において自らの防災危機管理体制の現状を的確に把握することができます。

また、自己評価の手法等は下記のとおりです。

- ・ 災害に備えるためなど危機管理における施策実施の流れ（「リスク把握・評価」「被害の軽減・予防策」「体制整備、計画策定」「評価、見直し」）に沿って立てた からの指標について評価の平均値を示しています。（グラフ1参照）
- ・ 評価を行う項目は、内容によって基礎（災害のリスクに関係なく、最低限実施すべき対策）・標準（災害のリスクがある程度見込まれる場合に実施が望ましい対策）・応用（より効果的で高度な災害対策を実施するための対策）に分類しています。
- ・ 評価結果は全体を100として数値化しています。



## 共通の設問

防災体制  
自主防災組織 消防団 避難所 関係機関等との協力体制  
情報通信システム 情報連絡体制 広報体制 防災資機材・備蓄  
地域防災計画 活動優先度 応急対策活動計画 復旧・復興  
全体的な評価・見直し

凡例： は設問中の小項目

### 設問例（共通の設問：防災体制）

「貴機関の災害対策本部や警戒本部の設置・解散、事務分掌についてお聞きします。以下の中であてはまるものすべてに をつけてください。」

1. 防災基本計画に示されている12の災害のうち想定されるすべての事象に対して客観的な災害対策本部設置基準を設定している
2. 一部の災害についてのみ客観的な災害対策本部設置基準を設定している
3. 警戒本部の解散基準あるいは警戒体制解除基準が決まっている

### 地震災害に関する設問・風水害に関する設問

リスク評価・被害想定  
防災体制・被害軽減  
広報・啓発・訓練

### その他の災害に関する設問

火山災害  
危険物施設事故  
原子力災害  
テロ対策

### 設問例（地震災害に関する設問：広報・啓発）

「次に示す地震災害を対象とした具体的な対策内容について、以下の中で行っているものすべてに をつけてください。」

1. 家庭内備蓄、非常持ち出し品に関する広報・啓発
2. 避難所、避難路、避難方法に関する広報・啓発
3. 避難所での避難生活に関する広報・啓発

### 設問例（危険物施設事故に関する設問：教育・訓練）

「防災関係の教育機関等（国・都道府県を含む）における危険物施設事故を対象とした防災教育・研修の受講について、以下の中で年1回以上行っているものすべてに をつけてください。」

1. 他機関が実施する防災教育・研修を職員に受講させている
2. 他機関が実施する防災教育・研修を消防団に受講させている
3. 他機関が実施する防災教育・研修を事業者に受講させている

評価を実施する市区町村は、その地域に想定されない災害（山岳地域における津波や管轄地域や隣接地域に火山のない団体における火山災害等）については、「非該当」として評価対象外とすることができます。

なお、評価内容について都道府県版評価指針との主な相違点は下記のとおりです。

- (1) 「共通の設問」において、自主防災組織及び消防団に関する設問を設けたこと。  
例)「自主防災組織（自警団、市民消防隊を含む）の組織率」、「消防団員の人口比率」
- (2) 同項目において、避難所（避難場所・指定避難所）に関する設問を設けたこと。  
例)「避難所となる施設の非常電源配備率」、「非常用電源設備の配備率」
- (3) 同項目において、情報通信システムの設問を具体化したこと。  
例)「市町村防災行政無線（移動系無線、地域防災無線、同報系無線）の有無」

なお、都道府県版評価指針についても昨年試行的に実施した際の都道府県からの意見等を踏まえ、全体を通して用語の説明を付加するなどの修正・改善をしました。

## 2 地域特性の類似する団体との比較

防災力評価の実施結果は、各地方公共団体における防災力等の点検・改善に活用することが期待されます。よって、各市区町村の自己評価に使用することはもとより、他の類似する地域特性を持つ市区町村との比較を可能とするため、人口、面積、本年度予算額等の市区町村の地域特性についての質問項目（記述式）を設けています。

## 3 これからの予定

本年度は、都道府県版評価指針とともに全国各市区町村に市区町村版評価指針を送付し、自己評価をしていただき、全国的な評価結果を公表する予定です。

また、全国的な評価結果を踏まえ、市区町村の防災危機管理体制について、専任職員・スタッフ・幹部等の効果的な組織パターンの検証、迅速かつ的確な災害対応のための24時間対応体制の検討、防災部局と消防本部（組合）との連携・一体化等の検討を行い、市区町村のあるべき防災体制や財政規模、災害リスク、人口規模等に応じた効率的な組織体制を分析することとしています。

問い合わせ先

消防庁防災課 田辺、五十嵐

電話 03-5253-7525(直) 03-5253-5111(代)7762(内)

FAX 03-5253-7535

E-mail igarashi-k@fdma.go.jp